

公立大学法人京都市立芸術大学における利益処分について
(第1期中期目標期間)

1 第1期中期目標期間最終年度の積立金概要(貸借対照表より)

第1期中期目標期間最終年度に係る、地方独立行政法人法第40条第1項の規定による積立金は「約118百万円」となります。

(単位：千円)

| 区 分 | 金 額 | 備 考 |
|-------------------------|---------|---------------|
| 積立金振替 (① = ② - ③) | 96,383 | 目的積立金から振替 |
| [①の内訳] | | |
| 平成24～28年度の目的積立金積立合計(②) | 107,824 | 経営努力として認定された額 |
| 平成24～29年度の目的積立金取崩合計(③) | 11,441 | |
| 平成29年度未処分利益 (④ = ⑤ + ⑥) | 22,122 | |
| [②の内訳] | | |
| 運営費交付金債務を収益化した臨時利益(⑤) | 22,121 | |
| 臨時利益以外(⑥) | 1 | |
| 合 計 | 118,505 | |

2 第2期中期目標期間への繰越申請

地方独立行政法人法第40条第4項の規定により、第2期中期目標期間への繰越承認を申請する内容は以下のとおりです。

(単位：千円)

| 項 目 | 金 額 | 備 考 |
|-------|--------|------------|
| 繰越申請額 | 96,384 | 上記1の①と⑥の合計 |

【参考】

地方独立行政法人法

(利益及び損失の処理等)

第四十条

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

公立大学法人京都市立芸術大学の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則

(積立金の処分の承認の申請等)

第15条 法人は、法第40条第4項の規定による承認を受けようとするときは、中期目標の期間の最後の事業年度(以下「特定事業年度」という。)の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業年度の終了の日における貸借対照表、特定事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。